

公共工事代金債権信託制度について

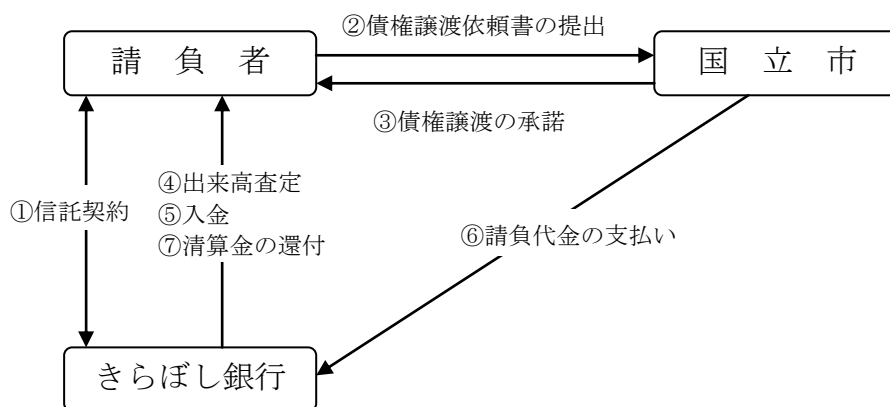
国立市では、平成22年9月より、中小企業者の新たな資金調達の道を開き、下請保護を図ることを目的とし、公共工事代金債権信託制度を導入しました。

- 制度概要** 国立市発注の公共工事を受注している請負者が、株式会社きらぼし銀行（以下、「きらぼし銀行」）と信託契約を締結し、市の承諾を得て、未完成工事の工事請負代金をきらぼし銀行に譲渡することにより、資金を調達できる仕組みです。
- 対象工事** 国立市発注の工事で、契約金額が1,000万円以上のもの（契約変更があった場合は、変更後の契約金額を基準とします。）
- 対象事業者**
- ①中小企業基本法第2条に定める中小企業者
→建設業者で、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
 - ②中小企業者以外のものであって、当該工事の履行に関し、下請負人である中小企業者に対する支払計画があるもの
- 利用条件**
- ①市に債権譲渡承諾依頼書を提出するときに、工期までに2週間以上の期間があること。（実質的には、きらぼし銀行との手続期間を考慮し、工期まで20日以上を見込んでください。）
 - ②工事の進捗状況が、前金払・中間前金払・部分払相当額を概ね超えていること。
 - ③過去2年間に国立市から工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。
 - ④破産、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがされていないこと。
 - ⑤会社整理又は特別清算開始をしていないこと。
 - ⑥手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
 - ⑦債務の弁済が不可能となっていないこと。
 - ⑧契約保証金を保険又は保証により担保されている工事で、債権譲渡に関し、当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、

その承諾を得ていること。

手続きの流れ

- ① きらぼし銀行と工事請負代金債権信託契約を締結。
(信託契約の詳細は、きらぼし銀行にお問い合わせください。)
- ② 市に債権譲渡承諾依頼書を持参にて提出。
- ③ 市から承諾・不承諾の回答。
- ④ きらぼし銀行による工事の出来高査定。
- ⑤ 査定結果に応じ、きらぼし銀行から請負者に入金。
- ⑥ 工事が竣工し、市の検査合格後、市がきらぼし銀行に請負代金の支払い。
- ⑦ きらぼし銀行が清算を行い、残金を請負者に還付。



提出書類

市に対する債権譲渡承諾依頼書は、持参により提出してください。
提出時に必要な書類は次のとおりです。

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 債権譲渡承諾依頼書 (第1号様式) | 3部 |
| ② 公共工事代金債権信託契約書の写し | 1部 |
| ③ 下請負人に対する支払計画書 (第2号様式) | 1部 |
| ④ 契約保証金の保険会社又は保証会社の承諾書 | 1部 |

※③④は、該当する場合のみ。

このほかきらぼし銀行との信託契約の締結に際して、必要な書類があります。

譲渡の不承諾

上記の「対象工事、対象事業者、利用条件」を満たしている場合でも、次の要件に当てはまる場合は、債権譲渡を不承諾とすることがあります。

- ① 国立市標準工事請負契約書第42条第1項各号に該当する場合
- ② あらかじめ債権譲渡を禁止している場合
- ③ 請負者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡に不適當な特別の事由がある場合

費用負担

きらぼし銀行との間で、信託受益権売却コスト・信託報酬・工事出来高査定料等の費用が発生します。

問合せ先

国立市総務課契約係 TEL042-576-2111 (253,254,255)
株式会社きらぼし銀行 信託営業部 TEL03-6447-5870